

令和 6 年 1 月 24 日

多摩市長 阿部 裕行 殿

案

多摩市介護保険運営協議会

会長 佐々部 一

第 9 期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
《令和 6～8 年度（2024～2026 年度）》の策定について（答申）

令和 5 年 8 月 23 日付け 5 多健介第 974 号で諮問のあった第 9 期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について、下記のとおり答申します。

記

第 9 期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたっては、本協議会においても検討を行い、提示された計画（素案）は、これまでの本協議会の意見についても考慮されているものと考えます。

したがって、第 9 期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について、了承いたします。

なお、計画の進行管理にあたっては、3つの基本目標に対する本協議会からの意見を踏まえ、各施策の展開に努めていただきますようお願い申し上げます。

以上

【参考】本協議会の意見

この度、多摩市介護保険運営協議会として第9期介護保険事業計画の素案について答申をいたしました。

本協議会においては、これまで令和5年8月23日、同年11月22日、同年12月13日、令和6年1月24日の4回にわたり審議を進めてきました。第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に対する協議会の意見を参考として申し添えます。

1 基本目標1（健幸寿命を延伸する）について

健幸寿命を延ばすためには、健康的な生活を送るとともに、市民の一人ひとりが主体的に行動することが大切です。日常的に身体を動かすことや地域における社会参加が重要であるとの理解は進んでいるものの、健康づくりに強い関心がない層を中心に、まだまだ多くの市民が介護予防の実践に至っていないことが実情です。そのため、市には、積極的に情報収集をしない層も含め、より多くの市民が健康づくりに関心を持ち、具体的な行動に繋がられるよう、効果的な啓発活動を行うことや周知方法を工夫することを望みます。

また、市民の一人ひとりが地域活動への参加や他の世代との交流をする等の主体的な行動ができるよう、関係機関と協力をして、その環境整備を進めてください。

2 基本目標2（安心して暮らせるしくみを強化する）について

コロナ禍における外出自粛などにより地域との繋がりがさらに希薄化する中、住民同士が支え合い、助け合える地域づくりを進めていくことが大切です。そのため、市には、地域包括支援センターと連携し、身近な支えあいのしくみづくりを推進することを求めます。

また、今後の後期高齢者（75歳以上）の増加により認知症症状を抱える方が増えていくことが見込まれることから、認知症対策をさらに推進することも必要と考えます。

令和4年度に実施した高齢者実態調査で、認知症に関する相談窓口を知っているかを尋ねたところ、「知らない」と回答した人の割合が74.1%であり、相談窓口を知らない市民が多いという状況です。地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターは、高齢者の相談窓口のほか、様々な事業を実施しています。支援を必要とする高齢者はもちろん、高齢者を支える世代にも地域包括支援センターの機能と役割を理解してもらえよう、様々な機会をとらえて周知をしていくことが重要であると考えます。

さらに、子どもたち等若い世代にも認知症への正しい理解を広め、家族や身近な人が認知機能の低下と思われることで困っているときに「自分ならどうするか」を早い段階で考えてもらえるように、市内の小学校や中学校と連携して出前授業をするなどの啓発事業にも取り組んでほしいと思います。

3 基本目標3（介護保険サービスを適切に利用できる環境を整備する）について

介護保険制度発足以降、65歳以上人口、要介護（要支援）認定者数、介護保険サービスの利用者数、介護給付費（総費用額）のいずれも大きく増加しています。特に第9期については、団塊世代の全員が75歳以上となる2025年を控えており、今後の介護給付費等がさらに増加する見込みです。

このような状況下で、介護保険料を引き上げざるを得ないことについては、一定程度やむを得ないものと受け止めますが、高齢者の生活が圧迫されることのないよう、適切な介護保険料の設定を求めます。

また、多摩市独自の施策である市町村特別給付については、団地の高層階に住んでいることで通所系介護サービスの利用に制約を受けることがないように、第9期においても引き続き実施していくことは理解しますが、移送支援サービスを提供できる事業所が限られていることなどから、第10期以降に向けては、より持続可能な制度とするため、制度の見直し等も含め、市町村特別給付のあり方を検討することを望みます。